



STATE OF NEW YORK  
OFFICE OF THE ATTORNEY GENERAL

ERIC T. SCHNEIDERMAN  
ニューヨーク州司法長官



NEW YORK STATE EDUCATION DEPARTMENT  
THE UNIVERSITY OF THE STATE OF NEW YORK

MARY ELLEN ELIA  
ニューヨーク州教育長  
ニューヨーク州立大学学長

2017年2月27日

政府当局による移民関連の最近の政策により、米国各地において不安と混乱が生じています。ニューヨーク州の住民から、私たちが属する両機関とニューヨーク州立大学評議委員会へ直接このような不安の声と質問が届いています。本書簡は、ニューヨーク州司法長官室（「OAG」）およびニューヨーク州教育局（「SED」）が、ニューヨーク州全域の生徒、学校、家族、およびコミュニティに対して、ニューヨーク州の学校はすべての生徒が学ぶことのできる安全な環境であり続けることを再確認するためのものです。

ニューヨーク州教育法に基づき、5歳以上21歳未満（高校卒業前）の子供は、居住する学区の公立学校に学費無料で登校する権利を有します。さらに、学区は、義務教育対象年齢の生徒がすべて全日制の教育を受けていることを徹底させる必要があります。<sup>1</sup>不法滞在の子供は、州法で規定されている年齢と居住の要件を満たすことにより、米国市民同様に全日制の学校に通う権利があります。事実、米国最高裁判所は何十年も前に *Plyler v. Doe*（プレイヤー対ドウ）の訴訟において、学区は子供の不法移民もしくは非市民の立場、または子供の保護者の在留資格を理由に学費無料で公立学校へ通うことを拒否することはできないとの判決を下しています。<sup>2</sup>

この結果として、OAG/SED では不法移民である生徒の重要な権利について学区に強調しており、子供が履修登録する際に社会保障番号などの在留資格を明らかにするような質問をしないことを指導しています。<sup>3</sup>さらに、当局は、学区は州法または連邦

---

<sup>1</sup> EducationLaw § § 3202(1), 3205 参照。

<sup>2</sup> *Plyler v. Doe*, 457 U.S. 202 (1982); *Appeal of Plata*, 40 Ed. Dep't Rep.552, Decision No. 14,555 も参照。

<sup>3</sup> 例：Cosimo Tangorra, Jr., “Dear Colleague” Letter, New York State Education Department (Sept. 10, 2014), <http://www.p12.nysed.gov/sss/documents/EducationalServicesforRecentlyArrivedUnaccompaniedChildren.pdf> 参照。

法（またはその両方）に基づいて特定のデータを収集する必要がある場合でも、在留資格に関連する情報が履修登録の可否の判断に使用されるという印象を意図せずに与えないよう、生徒が既に学校に登録した後に収集するべきだと助言しています。<sup>4</sup>

最近当局の諸機関では、Immigration and Customs Enforcement（米国移民関税捜査局、ICE）からの問い合わせに関連する学区の義務について多くの問い合わせを受けており、これには生徒との面接や生徒の記録閲覧の要請などが含まれます。ご存じの通り、法の執行機関が学校で生徒に質問をすること、および生徒の記録の機密性については、New York Family Court Act（ニューヨーク家庭裁判所法、NYFCA）および連邦法である Family Educational Rights and Privacy Act（家庭の教育権およびプライバシー法、FERPA）を含む様々な法律により学区は法的義務を負っています。たとえ米国移民局からの要請に応えるためであっても、そのような義務の不履行は、学区が法的責任を問われることにつながりかねません。このため、当局の諸機関ではすべての学区職員に、米国移民局から要請があった場合は教育長および学校の法務顧問に速やかに指導を仰ぐことを勧めています。学区職員はこのような一切の要請に応える前に、教育長および法務顧問と共同で、その受け入れが学区の法律違反につながるかどうかを判断すべきです。

生徒との面接の要請。SED では長年、非常に限られた状況を除いて法の執行機関は生徒の両親または保護者の許可なく生徒を学校の敷地内から連れ出したり、生徒を尋問したりすることはできないとの立場をとってきました。（限られた状況の例としては、有効な令状がある場合や、校内で犯罪があった場合などがあります。）<sup>5</sup>学校当局は法律と地域の学校の方針の範囲内で法の執行機関と協力することを推奨します。ICE または他の連邦政府の移民担当官が直接学校で生徒へのアクセス（面接や質問のため）を求めた場合に備えて、学区はすべての職員に、それを許可する前に速やかに教育長と学区の法務顧問にその旨を伝え、特に教育法、プレイラー、NYFCA の各法に基づく学区の義務について指導を仰がせることを強く推奨します。

---

<sup>4</sup> 社会保障番号については、生徒の学校登録の前後を問わず、SED ではいかなる目的でもどの時点であっても、学区が生徒の社会保障番号または社会保障カードを収集することを義務付けていません。

<sup>5</sup> 例：N.Y.S.E.D. Counsel's Opinion 91 (June 17, 1959) 参照。（「法の執行機関はいかなるものであれ、子供の保護者の許可なしに正当に授業を受けている子供を校舎から連れ出すことはできない。」）N.Y.S.E.D.も参照。Counsel's Opinion 148 (Feb. 23, 1965)（「ことに法の執行機関または他の第三者が生徒を尋問する、もしくは校内から連れ出すことを許可することに関して、どのような目的であれ、学校当局は生徒の監督権を持たない。」）この立場は、16歳未満の子供が警察の監督下におかれた場合、警察官は速やかに子供の親または保護者に連絡をとるための相当の努力をする義務があり、さらに子供の親または保護者がその場にいる場合、子供の権利について説明を受け、尋問に立ち会う機会を与えられるまで、またそのような機会がない限り、子供を尋問することはできないとする様々な法律（とりわけ NYFCA）に基づいている。N.Y. Family Court Act § 305.2; Matter of Jimmy D., 15 N.Y.3d 417 (2010)参照。

教育記録の閲覧の要請。同様に、当局の各機関では、移民局から教育記録の閲覧の要請があった場合、要請に応じて記録を開示することは FERPA への違反となる可能性があるため、速やかに学区の法務顧問に相談することを勧めています。<sup>6</sup>FERPA は一般に、連邦政府の助成金を受ける学校が、保護者または資格のある生徒の許可なく教育記録に含まれる個人識別情報を閲覧可能にすることを禁止しています。許可のない開示が許可されるのは、同法の施行規則で規定された特定の限られた条件を満たす場合のみであり、その条件には具体的に指定された連邦政府の役職者からの要請が含まれます。<sup>7</sup>ただし、ICE または他の連邦政府の移民担当官からの教育記録内の個人識別情報閲覧の要請は、FERPA で一般的に義務付けられている保護者または有資格の生徒による第三者への開示許可が必要であるとの要件の例外をどれも満たさないように見受けられます。<sup>8</sup>

SED の初等・中等教育方針事務室も、ここ数週間に国内各地の学校で起こった嫌がらせ事件を踏まえて、本日学校および学区を対象に全生徒尊厳州法に関する指導書を発行する予定です。指導書はこちらからご覧いただけます。  
<http://www.p12.nysed.gov/dignityact/documents/dasa-guidance.pdf>

連邦政府による移民関連の政策について数多くの疑問が挙げられている現在、教育者であり公務員でもある私たちが、学校のインクルーシブ性（包括性）、および単に登校したがるために不当な措置を受けるという不安なくすべての生徒が教育を受ける権利を認めることの重要性を学校コミュニティと再確認することが不可欠です。学校はすべての子供にとって安全な場所でなければなりません。生徒、家族、およびコミュニティを支援するための皆様の日頃からの取り組みに、改めて感謝いたします。

Sincerely,



メアリーエレン・エリア  
ニューヨーク州教育長



エリック T. シュナイダーマン  
ニューヨーク州司法長官

---

<sup>6</sup> 20 U.S.C. § 1232g 参照。

<sup>7</sup> 34 C.F.R. § 99.31(a)(3)に準じて、34 C.F.R. § 99.35 の要件に従い米国会計検査院長、米国司法長官、米国教育長官、または州および地域の学校当局の権限を与えられた代表者に開示することができる。

<sup>8</sup> 34 C.F.R. § 99.31 参照。